

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【公開番号】特開2013-225949(P2013-225949A)

【公開日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2013-060

【出願番号】特願2013-166745(P2013-166745)

【国際特許分類】

H 04 W 36/22 (2009.01)

H 04 W 36/38 (2009.01)

H 04 W 88/06 (2009.01)

H 04 W 80/04 (2009.01)

H 04 W 88/16 (2009.01)

【F I】

H 04 W 36/22

H 04 W 36/38

H 04 W 88/06

H 04 W 80/04

H 04 W 88/16

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月10日(2013.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1アクセスネットワークと、第2のアクセスネットワークと、コアネットワークと、移動局とを含んで構成される移動通信システムにおける移動局であって、

コアネットワークへの通信路確立要求の送信と、コアネットワークへのAPNの通知と、コアネットワークからのIPアドレスを含む前記要求に対する応答の受信に基づいて、前記第1のアクセスネットワークと前記コアネットワークとを接続する第1のゲートウェイ装置と、前記APNに対応づけられる第3のゲートウェイ装置との間にトンネル転送路を含む、第1のアクセスネットワークを介した前記移動局と前記第3のゲートウェイ装置との間の第1の通信路を確立し、

コアネットワークへの通信路確立要求の送信と、コアネットワークへのAPNの通知と、コアネットワークからのIPアドレスを含む前記要求に対する応答の受信に基づいて、前記第2のアクセスネットワークと前記コアネットワークとを接続する第2のゲートウェイ装置と、前記APNに対応づけられる第3のゲートウェイ装置との間にトンネル転送路を含む、第2のアクセスネットワークを介した前記移動局と前記第3ゲートウェイ装置との間の第2の通信路をさらに確立し、

移動局によって決定されるフローと通信路との対応づけが管理される移動局ポリシーを保持し、前記移動局ポリシーに基づいて第1のフローと第2のフローとを第1の通信路を介して送信し、前記移動局ポリシーに基づいて前記第3のゲートウェイから送信される第1のフローと第2のフローとを第1の通信路を介して受信し、

コアネットワーク内の制御局によって前記第1のフローの切り替えが決定され、前記第1のフローの切り替え要求を受信した場合には、第1のフローの送受信を第1の通信路を

介して継続して実行し、第2のフローの送受信を第2の通信路に切り替えて継続することを特徴とする移動局。

【請求項2】

前記移動局ポリシーを含んで前記第1の通信路の確立要求メッセージをコアネットワークに送信し、移動局ポリシーを通知することを特徴とする請求項1に記載の移動局。

【請求項3】

前記移動局ポリシーを含んで前記第2の通信路の確立要求メッセージをコアネットワークに送信し、移動局ポリシーを通知することを特徴とする請求項1又は2に記載の移動局。

【請求項4】

第1のフローと、第2のフローを単一のIPアドレスを用いて通信を実行することを特徴とする請求項1から3の何れか一項に記載の移動局。

【請求項5】

第1アクセネットワーク、第2のアクセネットワーク及び制御局を含むコアネットワークと、移動局とを含んで構成される移動通信システムにおける制御局であって、

前記第1のアクセネットワークと前記コアネットワークを接続する第1のゲートウェイ装置と、移動局から通知されるAPNに対応づけられる第3のゲートウェイ装置との間にトンネル転送路を含む、第1のアクセネットワークを介した前記移動局と前記第3ゲートウェイ装置との間の第1の通信路と、

前記第2のアクセネットワークと前記コアネットワークを接続する第2のゲートウェイ装置と、移動局から通知されるAPNに対応づけられる第3のゲートウェイ装置との間にトンネル転送路を含む、第2のアクセネットワークを介した前記移動局と前記第3ゲートウェイ装置との間の第2の通信路の確立に伴い、移動局によって決定されるフローと通信路とを対応づけが管理される移動局ポリシーを受信し、

前記第1のフローの切り替えが決定された場合には、第1の通信路を介して通信を行っていたフローを第2の通信路に切り替えて通信を継続する通信路の切り替え要求を第1のゲートウェイ装置に送信することを特徴とする制御局。

【請求項6】

第1アクセネットワークと、第2のアクセネットワークと、制御局を含むコアネットワークと、移動局とを含んで構成される移動通信システムにおける制御局であって、

前記第1のアクセネットワークと前記コアネットワークを接続する第1のゲートウェイ装置と、移動局から通知されるAPNに対応づけられる第3のゲートウェイ装置との間にトンネル転送路を含む、第1のアクセネットワークを介した前記移動局と前記第3ゲートウェイ装置との間の第1の通信路と、

前記第2のアクセネットワークと前記コアネットワークを接続する第2のゲートウェイ装置と、移動局から通知されるAPNに対応づけられる第3のゲートウェイ装置との間にトンネル転送路を含む、第2のアクセネットワークを介した前記移動局と前記第3ゲートウェイ装置との間の第2の通信路の確立に伴い、移動局によって決定されるフローと通信路とを対応づけが管理される移動局ポリシーを受信し、

前記第1のフローの切り替えが決定された場合には、第1の通信路を介して通信を行っていたフローを第2の通信路に切り替えて通信を継続する通信路の切り替え要求を第3のゲートウェイ装置に送信することを特徴とする制御局。